

町県民税・所得税

の申告の受け付けが始まります

申告が必要な方



○令和元年（平成31年）中に所得があった方

令和2年1月1日現在、那須町に住所があり、令和元年（平成31年）中に所得（収入）がある方は申告が必要となります。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなかった方（中途退職した方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方

○公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は

町県民税の申告が必要です（申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります）。

- ・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方
- ・生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳をお持ちの方
- ・寡婦または寡夫の方（寡夫は扶養親族である子がいる場合）
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方など

○所得（収入）がなくても町県民税の申告が必要な方

所得がない人の申告は、税務課または各支所で随時受け付けています。

- ・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明書や非課税証明書が必要な方（会社の社会保険の被扶養者になっている方等）
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方など

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がありますが、申告がないと受けるこ

とができません。

○申告が必要かわからない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票を手元にご用意の上、お問い合わせください。

申告に必要なもの



○確定申告のお知らせはがき（税務署から事前に送付を受けた方ののみ）

※平成28年分以降の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方は、昨年の確定申告から申告書等用紙に代えて、税務署から「確定申告のお知らせ」をはがきで送付しています。

- ・税理士会による無料申告相談会場
 - ・地方公共団体による申告相談会場
 - ・青色申告会による相談会場
- 本人確認書類
- ・マイナンバーカード、または番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票）と身元確認書類（運転免許証など）

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナン

バーの記載が必要です。ただし、番号確認書類と身元確認書類の添付は必要ありません。

○印かん

○給与・公的年金等の令和元年（平成31年）分の源泉徴収票や、事業所得に伴う支払調書（コピー不可）

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

- 収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある方）
- 各種控除証明書（生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・個人年金保険料・各種社会保険料等）
- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書（本人または家族で障害者控除の適用を受ける方）
- 申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込み方は通帳と通帳印が必要です）

○利用者識別番号（番号の交付を受けていない方で町の相談会場に来場される方は、会場で電子申告に必要な利用者識別番号を取得します）

※過去に、町の相談会場で番号を取得している方は必要ありません。

○その他関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）